

# 引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ  
違憲訴訟を支える大阪の会  
TEL 06-6697-9144  
FAX 06-6697-9059  
✉ seiho.ikensasaeru.osk@  
gmail.com



引き下げアカン大阪の会 代表  
龍谷大学法学部教授

木下 秀雄

## 新年のご挨拶

新年あけましておめでとございます。

コロナ禍の中、皆さんお元気に過ごされているでしょうか？

このコロナ禍で多くの人が一層厳しい生活困難に遭遇しています。そんな中で生活保障の最後の砦としての生活保護の役割はますます大きくなっています。厚生労働省でさえ、生活保護利用は権利だとホームページに書くようになりました。

そして権利としての生活保護の焦点である生活保護基準引き下げアカン訴訟は、この2月22日はいよいよ大阪で判決が出されます。昨年、名古屋地裁で、権力に媚びた時代遅れの判決が出されました。しかし、そうした「権力への忖度」ではコロナを克服することも生活困窮を変えることもできません。

原告の皆さんと、支援する皆さんと、そして市民の皆さんと力を合わせて、勝訴の判決を出させるように頑張っていきましょう。いい年にしましょう。

## 判決に向け、裁判所前で宣伝



職員にチラシを配りながら裁判への支援を訴えました。

弁護団の小久保哲郎弁護士は、初めて地裁前でマイクを握り「私たち 21 名の弁護団は、6 年間、総力をあげて訴訟活動をしてきました。決して経済的にペイすることのない事件に、なぜ多大な労力を費やして来たのか。それは、2013 年からの生活保護基準の引下げが余りにも理不尽であり、何としても司法によって正される必要がある」と力強く訴えました。

引き下げアカン大阪の会は 2 月 22 日の判決に向けて署名、宣伝に取り組みます。

大阪の訴訟は昨年 12 月 24 日の第 23 回期日で結審しました。判決が言い渡される第 24 回期日は 2021 年 2 月 22 日（月）で、昨年名古屋地裁判決に続き、全国で 2 番目の判決です。

引き下げアカン大阪の会は

判決に向けて、裁判の意義を世論に訴えるとともに、裁判所に対して公正な判決を求めるために署名や宣伝活動に取り組みます。

新年を迎えた 1 月 7 日の早朝、大阪地裁前に弁護団・支援者が集まり、出勤する裁判所